

説明会のご案内

参加費
無料

「同一労働同一賃金」 「パワーハラスメント防止」 の具体的対応策について

- 同一企業内において、正規雇用労働者とパートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者の間で基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止され、大企業は2020年4月1日から、中小企業は2021年4月1日から順次適用されます。 (パートタイム労働法の改正)
- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされました。 (労働施策総合推進法の改正)

説明会では、改正された内容を順守するため事業主は具体的に何を管理していくべきなのかといった実務について三重労働局雇用環境・均等室の職員が説明いたします。事業主や実務を担当する方の積極的な参加をお願いします。
(主な説明内容)

- ①雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 ②総合的ハラスメント防止対策 ③改正女性活躍推進法・助成金等
- 各回終了後、30分程度「三重働き方改革推進支援センター」の出張相談コーナーを設けますので、ご利用ください。

◇開催日時と会場◇ ※ 全て同一プログラムです。

1回につき 定員90名程度

四日市会場	津会場
令和2年1月17日(金) 四日市市勤労者・市民交流センター 東館 大会議室 四日市市日永東1丁目2-25 ＜午前の部＞ 10:00～12:00 ＜午後の部＞ 13:30～15:30	令和2年2月5日(水) 三重県総合文化センター 男女共同参画センター セミナー室A 津市一身田上津部田1234 ＜午前の部＞ 10:00～12:00 ＜午後の部＞ 13:30～15:30



※ 駐車場は無料ですが、台数に限りがありますので予めご了承ください。
四日市会場については**駐車場工事中**のため、出来る限り公共交通機関をご利用下さい。

◇対象者◇

県内企業の事業主・人事労務担当者等

◇申し込み・お問合わせ先◇

裏面参加申込書により、FAXにてお申込み下さい。
※定員に達した場合、お断りさせていただくこともございます。

問合先：三重労働局雇用環境・均等室（指導班）
住所：津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎2階
電話 059-226-2318 FAX 059-228-2785